

「全国年明けうどん大会2018inさぬき」  
バスツアー造成支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人香川県観光協会（以下「協会」という。）が、「全国年明けうどん大会2018inさぬき」（以下「年明けうどん大会」という。）への誘客を図るため、年明けうどん大会への来場を組み込んだ旅行商品の造成支援を目的とする「全国年明けうどん大会2018inさぬき」バスツアー造成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 補助金交付の対象事業者は、該当旅行商品造成の意向表明をした旅行会社の中から審査の結果決定し、かつ、次条に規定する要件を全て満たすバスツアーを企画実施する旅行会社とする。

(対象事業)

第3条 補助金の対象となるツアーは、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 香川県以外の地域を発着するツアーであること。
- (2) 年明けうどん大会に加え香川県内の観光地1つ以上を行程に含む日帰り又は1泊2日以上のツアーであること。
- (3) 宿泊有りの場合は、香川県内で少なくとも1泊すること。
- (4) 募集旅行、手配旅行の種別は問わないこと。
- (5) 他の同種同様の助成を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、当協会の会長（以下「会長」という。）が不相当と認めたものについては、補助金の交付の対象としないものとする。

(補助額及び補助の上限等)

第4条 補助額及び補助の上限等は、以下のとおりとする。なお、補助申請は、1社当たりバス7台までとする。

(1) 日帰り商品の場合

補助の条件	補助額	インセンティブ
催行人数以上の参加	バス1台当たり30,000円	前売チケット（400円券×3枚綴り及びノベルティ）人数分

(2) 1泊2日以上旅行商品の場合

補助の条件	補助額	インセンティブ
催行人数以上の参加	バス1台当たり50,000円	前売チケット（400円券×3枚綴り及びノベルティ）人数分

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「補助事業者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

(補助金交付決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付を適当と認めた事業(以下「補助事業」という。)について、予算の範囲内において、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助事業者へ通知する。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助事業の内容を変更する場合や中止する場合は、補助金変更申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定に基づき変更交付申請書が提出された場合は、審査の上、変更を承認する場合は、補助金変更交付決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後10日以内に補助金実績報告(様式第5号)を会長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第9条 会長は、前条の報告があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)を補助事業者に通知するものとする。

(補助金額の支払い)

第10条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

2 補助金の支払いは、精算払いとする。

(証拠書類の保存)

第11条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要の都度、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年5月1日から適用する。

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。